

賞金・副賞

賞金3万円、ホテル宿泊券、食事券など

任期

2020年4月1日～2021年3月31日

第18代

# 横浜観光親善大使

# 募集

このような方を募集します！

- ・横浜市民の代表として、シティセールスができる人
- ・人前でプレゼンテーション、司会等ができる人
- ・英語ほか外国語に堪能、  
もしくは横浜PRに活かせる特技を持つ人
- ・性別・国籍を問わず、横浜が大好きな人

応募締切

2020年1月20日（月）必着

<二次選考会>

2020年2月22日（土）予定（会場：横浜市内施設）

※一次選考通過者へ直接連絡

応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、郵送もしくは持参してください。

※応募用紙は下記ホームページから入手できます。

● 選考方法

応募用紙（小論文）に基づき、一次選考を行います。選考結果は、2月上旬までに応募者全員に通知します。一次選考通過者には、二次選考会（面接）のご案内を同封します。

※審査内容に関するお問い合わせは一切お答えできません。

※ご記入いただいた個人情報は、横浜観光親善大使の選考以外の目的には使用しません。また、提出書類のご返却はできません。

活動内容や活動中の大使からのコメントを  
下記ホームページで公開中！

<http://www.welcome.city.yokohama.jp/ja/tourism/shinhakken/>

横浜観光親善大使 検索



世界的イベントで注目される街、横浜！  
個性や特技を生かして横浜の魅力を  
発信できる、横浜が大好きな  
あなたのご応募をお待ちしています。



「第17代横浜観光親善大使」

募集人数

若干名

応募資格

- (1) 性別・国籍を問わず、年齢18歳以上の人（2020年4月1日時点、ただし高校生は除く）
- (2) 2020年1月1日以前から横浜市内に在住し、住民登録のある人
- (3) 外国籍の方は日本語での活動が可能であり、就労資格、又は資格外活動許可のある人
- (4) 年間40回程度（6割が平日）の出勤が可能な人、また、宿泊を伴う出張が可能な人
- (5) 芸能活動を業とせず、メティアやプロダクション等との契約のない人

● 注意事項

・横浜観光親善大使に選出されると、任期終了まで他の同種の業務に応募・従事することはできません。

・任期中当財団の許可なくメティアへの出演・取材等に応じることはできません。

・最終選考者は、横浜観光親善大使として活動することに対し、職場・学校の承認を得ていただきます。

2020年3月中に平日3日程度の事前研修会に参加していただきます。

● 主催

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

● 協賛

髙キタムラ、髙スタージュエリー、髙近澤レース店、髙ファンゲル、髙ミハマ商会、髙濱ハイカラきもの館、髙崎陽軒、髙ポートサービス、ホテルニューグランド、YOKOHAMA GOODS 001、ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル、横浜ベイホテル東急、横浜ロイヤルパークホテル、髙ロイヤルウイング、ロイヤルホールヨコハマ、ローズホテル横浜（2019年度実績）

お問合せ  
申込み先

公益財団法人

横浜観光コンベンション・ビューロー

横浜観光親善大使係

〒231-0023

横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階

TEL 045-221-2111

基準日：2020年4月1日時点

ふりがな			年齢	顔写真 ※6か月以内に撮影した もの 3cm×4cm
氏名			歳※	
住所				
電話番号 (携帯電話可)	※日中連絡が取れる電話番号をお書きください。	職業	有職・無職・学生（ 年）※	
		平日活動	月平均（ ）日くらい活動可能	
資格 (語学含む)		特技 趣味		

小論文（一次選考の対象となりますので、必ずご記入ください） ※別紙添付は認められません

① 大勢の人を対象としたプレゼンテーションやスピーチについて、どのような経験をお持ちですか。（直近3年以内）

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

② 現在、観光においては、体験することを重視した「コト消費」が注目されています。あなたがおすすめしたい「横浜での体験」は何ですか？おすすめしたい理由も書いてください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

③ あなたの個性や特技を活かし、横浜観光親善大使としてどのような活動ができる、もしくはやりたいですか。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

下記確認の上、口にチェックをいれてください。※選考後に発覚した場合は失格になります。

- 観光親善大使に類する業務に委嘱されていません。
- メディア・プロダクション等との契約はありません。
- 暴力団及び反社会的勢力との関係はありません。

※年齢・職業・平日活動は、基準日の2020年4月1日時点として記入して下さい。